

千葉市告示第 799 号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）第 15 条の 17 第 1 項の規定に基づき、廃棄物が地下にある土地であって土地の掘削その他の土地の形質の変更が行われることにより当該廃棄物に起因する生活環境の保全上の支障が生ずるおそれがあるものの区域を次のとおり指定する。

平成 24 年 9 月 10 日

千葉市長 熊 谷 俊 人

指定番号	指定区域の所在地	埋立地の区分
1	花見川区花島町 110 番 1、110 番 5、114 番 3、 116 番 3、116 番 4、117 番 1、117 番 2、119 番 3、 120 番 3、127 番 1、132 番、139 番 3、140 番 1	廃棄物の処理及び清掃 に関する法律施行令 （昭和 46 年政令第 300 号。以下「令」という。） 第 13 条の 2 第 1 号
2	花見川区犢橋町 882 番、883 番、884 番、885 番 1、 885 番 2、936 番、937 番 1、937 番 2、938 番、 939 番、940 番、941 番、942 番、943 番 1、943 番 2、 944 番、945 番、946 番、947 番 1、947 番 2、948 番、 949 番、950 番、951 番、952 番、953 番 1、953 番 2、 953 番 3、953 番 4、953 番 5、954 番 1、954 番 2、 955 番、959 番、960 番、961 番 1、962 番、987 番 1、 987 番 2、988 番 1	令第 13 条の 2 第 1 号
3	緑区大木戸町 1172 番 3、1172 番 4、1172 番 7、 1172 番 8、1172 番 9、1172 番 10、1172 番 11、 1172 番 12、1172 番 42、1173 番 3、1174 番 1、 1174 番 3、1174 番 4、1174 番 5、1174 番 6、 1174 番 7、1174 番 8、1174 番 9、1174 番 10、 1174 番 11、1175 番、1176 番 1、1176 番 2、 1176 番 7、1176 番 8、1176 番 9、1176 番 10、 1176 番 15、1176 番 16、1176 番 20、1176 番 22、 1176 番 29、1176 番 30、1176 番 31、1176 番 32、 1176 番 33、1176 番 34、1176 番 35、1176 番 36、 1176 番 37、1176 番 43、1176 番 44、1185 番 4、 1185 番 5、1185 番 6、1185 番 7、1185 番 8、 1185 番 23、1185 番 24、1185 番 52、1185 番 68、	令第 13 条の 2 第 1 号

	1185 番 69、1185 番 70、1185 番 77、1185 番 78、 1185 番 79、1185 番 81、1185 番 82、1187 番 3、 1187 番 4、1187 番 5、1391 番 5、1392 番、1393 番、 1394 番、1395 番、1396 番、1397 番、1398 番 1、 1398 番 2、1399 番 1、1399 番 2、1399 番 3、 1400 番、1401 番 1、1401 番 2、1401 番 3、 1402 番 1、1402 番 2、1402 番 3、1403 番 1、 1403 番 2、1404 番 1、1404 番 2、1404 番 3、 1405 番、1406 番	
--	--	--